

第2回 名古屋企業法務研究会 開催報告

第2回名古屋企業法務研究会は、5月16日（金）午後4時より、名古屋大学法学部第1会議室において、10社様のご参加を得て開催させていただきました。

今回のテーマは、「裁判例に学ぶ問題社員の対処法」として、きっかわ法律事務所東京事務所の私、弁護士野村亮輔が担当させていただきました。

労働問題は、人事は、「下級審労働判例までフォローできない…」、法務は「労働問題は人事マターだから、我々の守備範囲ではない…」といった調子で、人事と法務がうまく協働するのが難しい分野ではないでしょうか。

私自身、普段は人事ご担当の皆様にお話をすることが多いのですが、今回は法務ご担当者に多く出席いただいたこともあり、「労働問題に法務部がどのように関与していくか」という点について、デュープロセスの発想による段階的処理、という視点からお話しさせていただきました。

人事・法務共に衝撃が走った平成24年の日本HP社最高裁判例などの判例に触れると共に、セクハラとパワハラへの取り組み方の違い、社内調査の手法について調査報告書例を挙げながら講義いたしました。

講義後の質疑応答では、私自身が非常に勉強になるご指摘や、法務ご担当者らしいお悩みを聴かせていただくことができました。活発なご発言、ありがとうございました。

今回のテーマがやや広いものでしたので、次回担当させていただく際にはもう少し各論的なテーマで人事労働問題についてお話をさせていただけたらと思います。

研究会後、本山に移動して懇親会を開催させていただきましたが、はからずも大学のご同窓同士、ということで昔話に花が咲く方々がいらっしゃるなど、皆様2回目とは思えない盛り上がりでした。

次回は、裁判官歴38年の経験を有するきっかわ法律事務所中田弁護士に、民事訴訟について講義していただく予定です。中田弁護士は、京大法科大学院で教鞭をとられたご経験もあり、非常に気さくでわかりやすい講義がされることと思います。

次回も皆様にお会いできることを楽しみにしております。

（文責 きっかわ法律事務所東京事務所 野村亮輔）